

一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会  
入退会規定

# 入 退 会 規 定

## (目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会（以下「この法人」という）の定款第6条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入 会)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、この規定において定める入会届（別表第1号様式）を提出し、会長の承認を得なければならない。

## (会 費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規定による。

## (退会事由及び手続)

第4条 この法人を退会しようとする会員は、この規定において定める退会届（別表第2号様式）を提出し、任意に退会することができる。

- 2 定款第8条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

## (再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会届の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

## (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第2条の入会届に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。

- 3 定款第8条に定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の議決をもって行う。

附 則

- 1 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は登記をした日から施行する。

別表 第1号様式 (第2条関係 入会手続き)

## 入 会 届

一般社団法人  
めぐろ観光まちづくり協会 会長 様

一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会の趣旨に賛同し、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会に入会を申込みます。

入会の上は、貴法人の定款及び諸規定を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

申 込 み 日	平成 年 月 日	
会員種別及び区分	区 分	<input type="checkbox"/> 法人・団体 (事業主を含む) <input type="checkbox"/> 個人
	会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員
氏名又は団体名	フリガナ	
住 所・所在地	〒            —	
連 絡 先	T E L	
	F A X	
団体等の担当者	担当部署名	
	担当者氏名	
E-mail		
会 費 の 口 数	口	・ 1口以上の申込みが必要です。
		・ 正会員は、社員総会の議決権があります。
情 報 公 開	<input type="checkbox"/>	承諾する
	<input type="checkbox"/>	しない

◇処理日 : 平成 年 月 日

事 務 局		
事務局長	担当者	受付者

## 退 会 届

一般社団法人  
めぐろ観光まちづくり協会 会長 様

私は、一般社団法人めぐろ観光まちづくり協会を退会いたします。

申 込 み 日	平成    年    月    日	
会 員 名	フリガナ	
住 所・所在地	郵便番号                      ー	
連 絡 先	担当部署名	
	担当者氏名	
	T E L	
	F A X	
E-mail		

◇処理日    : 平成    年    月    日

事 務 局		
事務局長	担当者	受付者